

放課後児童クラブにおいて新型コロナウイルス 感染症が発生した場合等の対応について

牛久市教育委員会 教育企画課

厚生労働省の方針等を踏まえて、牛久市の放課後児童クラブにおいて、新型コロナウイルス感染症が発生した場合等の対応についてお知らせします。

◆発熱等の症状がある子どもの利用回避について

①感染拡大防止のため、健康状態の確認(検温等)をお願いします。子ども、同居家族に発熱や咳などの風邪の症状が見られるときは、回復するまで出席停止するようにお願いします。

◆子どもに症状がありPCR検査を受けた場合について(※濃厚接触者ではない)

①速やかに放課後児童クラブ及び学校にご連絡ください。

②陰性の結果が出て回復するまでは出席停止し、外出も控えていただきますようお願いいたします。

※児童クラブは、症状がなくなり、元気に生活できるようになってから利用してください。

③PCR検査の結果が出ましたら、速やかに放課後児童クラブ及び学校にご連絡ください。

◆子どもが感染者との濃厚接触者に特定された場合について

①速やかに放課後児童クラブ及び学校にご連絡ください。

②子どもが感染者の濃厚接触者に特定された場合には、感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して2週間出席停止となります。PCR検査の結果、「陰性」と判断された場合も同様に、2週間出席停止を要請します。

※濃厚接触者となった同居の家族がPCR検査を受けた場合は、陰性の結果が出るまで出席停止してください。

◆子どもが感染した(PCR検査陽性)場合について

①速やかに放課後児童クラブ及び学校にご連絡ください。(完治するまで出席停止)

【留守番電話応答時の新型コロナウイルス関係での緊急連絡について】

※子どもが陽性になった場合は、平日夜、土日祝日についてもご連絡ください。

◇緊急連絡先◇牛久市教育委員会(市役所代表番号) 029-873-2111

(牛久市役所日直または警備員による電話対応となります。)

②感染した子どもが利用していた場合には、当該放課後児童クラブを臨時休所します。なお、臨時休所の規模及び期間については、茨城県泉ヶ崎保健所との相談の上、決定します。この場合においては、速やかにお知らせします。(状況によって、休所措置をとらない場合もあります)

◆感染者がいない放課後児童クラブも含む臨時休所について

①市内等で新型コロナウイルス感染症が蔓延した場合、地域全体での感染拡大の防止を目的として、感染者がいない放課後児童クラブも臨時休所を行うことがあります。

◆職員における感染対策について

①放課後児童クラブの職員が感染者等になった場合においても、上記と同様の取り扱いになりますので、ご理解のほどよろしくをお願いします。万が一、職員の人員が一時的に確保できなくなった場合は、休所期間の延長や利用の自粛についてご協力いただくこともあります。

◆基礎疾患のある子どもについて

①基礎疾患のある子どもについては、主治医に相談の上、その指示に従ってください。なお、日々の体調変化に注意するとともに、利用の際は、健康状態の確認(検温等)の徹底をお願いします。

◆児童クラブ利用中に症状が出た場合について

児童クラブからの連絡を受けたら、すぐにお迎えに来て、病院での診察をお願いします。